

中央大学学員会会則

(付)

- 一、中央大学学員会会費徴収規程
- 一、中央大学評議員候補者選出規程
- 一、中央大学学員会支部設置規程
- 一、中央大学学員会本部事務局規程

昭和二十八年三月 九 日 制 定

昭和三十六年九月二十九日 一部改正

昭和四十一年五月二十六日 一部改正

中央大学学員会会則

第一条 (名称) 本会は、中央大学学員会と称する。

第二条 (目的) 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

第三条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行。
- 二 学員名簿の調整。
- 三 各種研究会、講演会の開催。
- 四 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業。

第四条 (資格) 本会は、左の資格を有するものをもって組織する。

一 学校法人中央大学の設置する学校（研究所を含む、以下同じ）の卒業者。

二 学校法人中央大学の職員およびその法人の設置する学校の教職員。

三 財団法人中央大学の経営していた学校ならびにその前身たる学校の卒業者およびその学校またはその法人から学員として推薦されたもの。

四 学校法人中央大学および財団法人中央大学に功労あるものとして同法人の評議員会から推薦されたもの。

第五條（本部および支部）本会の本部は、中央大学内におく。

2 本会は、別に定める規約に基き、支部を設けることができる。

3 前項の支部は、幹事会の承認を受けなければならない。

第六條（役員）本会に会長一名、副会長五名、幹事五十名以内、会計監事三名以内、協議員五百名以内をおく。

2 本会に名誉会長一名、顧問および参与若干名をおくことができる。

3 本会に、十五名以内の常任幹事をおく。

4 会長、副会長はその在任中協議員および幹事の地位に、幹事、会計監事はその在任中協議員の地位につき、いずれも第一項に定める数の制限をうけない。

第七條（役員の任期）役員の任期はすべて二年とする。

2 補欠役員は、各その前任者の残任期間在任する。

第八條（役員職務権限）会長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 幹事、常任幹事および協議員は、それぞれ幹事会、常任幹事会および協議員会を構成し、おのこの所定の職務を行うものとする。

4 会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

5 参与は幹事会、協議員会に出席し意見を述べることができる。

第九条 (役員の選任) 名誉会長、会長、副会長、幹事、会計監事および顧問は協議員会において、その都度定められた方法によりこれを選任する。

2 協議員は総会において、その都度定められた方法により、これを選任する。ただし支部長はその在任中当然協議員となり、その数五十名を超えた場合には第六条第一項に定める数の制限をうけない。

3 常任幹事は幹事の互選による。

4 参与は本会の会長、副会長に在任した者ならびに常任幹事三期以上在任した者のうちから会長が幹事会の議を経てこれを委嘱する。

第十条 (総会) 総会は定時と臨時に分ち、定時総会は毎年一回、五月中に会長が幹事会の議を経てこれを召集する。

2 定時総会の召集は集会期日の二週間前に學員に周知させる方法により行う。

3 会長必要ありと認めたときは、幹事会の議を経て、前項の方法により臨時総会を召集することができる。

4 総会においては会長を議長、副会長を副議長とし本会の目的達成のため、とくに必要と認めた事項を審議する。

第十一条 (協議員会) 協議員会は、毎年一回以上会長が幹事会の議を経てこれを召集する。協議員五十名以上、または學員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して、協議員会の召集を請求したときは、会長は遅滞なく、これを召集しなければならない。

2 前項の召集は、集会期日の二週間前に行う。

3 協議員会においては会長は議長、副会長は副議長となり本会の重要な事項を審議する。

4 協議員会は協議員四分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。

5 協議員会の議事は特別の定めある場合を除いては出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

6 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

7 本会則により、別に定める規則の制定、改正はすべて協議員会の承認を要する。

第十二条 (幹事会、常任幹事会) 幹事会は毎年三回以上会長の召集によりこれを開く。

2 幹事会においては会長が議長となり、本会運営上必要となる一切の事項を協議する。

3 常任幹事会は会長、副会長、常任幹事をもって組織し、毎月一回以上会長の召集によりこれを開く。

4 常任幹事会においては、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を協議し、常務をつかさどる。

第十三条 (学校法人中央大学評議員候補者の選出) 本会は別に定める規定により協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

第十四条 (本会の経費) 本会の経費は会費、寄付金、事業収入および補助金をもってあてる。

第十五条 (会費) 会費は金一万円とし、第四条により學員となったときに全額を納入するものとする。ただし、

特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

第十六条 (会計年度、予算および決算) 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

2 予算および決算は協議員会に提出し、その承認を経なければならぬ。

第十七条 (会則改正) 本会則を改正するには出席協議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第十八条 (事務局) 本会に事務局をおく。

2 事務局に関する規程は別にこれを定める。

付 則

第十九条 (本会則の発効) 本会則は協議員会の賛成を得た後最初に開かれた總會の日に発効する。発効日前旧規約によりなされた手続きは有効とする。

第二十条 (旧役員任期に関する経過規程) 旧学会規約により選任された役員は本会則の発効と同時に退任する。ただし本会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

第二十一条 (改正会則の発効) 会則が改正されたときは、協議員会において、その議決をなしたときより発効する。

第二十二条 (会則の改正により選任された役員任期) 会則の改正により選任された役員任期は、現に在任する同じ役員任期による。

第二十三条 (会費に関する経過規程) 改正前の会則により年会費を納入した者は、第十五条ただしがきによる分割払いをした者と看做す。

中央大学学員会会費徴収規程

第一条 (徴収の範囲) 中央大学学員会の会費は、この規程の定めるところにより徴収する。

第二条 (徴収の時期) 会費は会則第十五条により學員となったときに全額を徴収する。

2 分割納入会費ならびに未納会費の徴収は、毎年度の初めに書面その他の方法をもって納入方を通知する。

第三条 (分割納入の期間) 会則第十五条ただしがきによる会費の分割納入は毎年金貳千円以上を五ヶ年以内に納めるべきものとする。

第四条 (支部会員の一括納入) 支部は、当該支部会員の会費を一括納入することができる。この場合には支部は、同時に納入者名簿を、本部に送付するものとする。

2 前項の支部に対しては、納入総額の半額を支部経費として交付する。

第五条 (収納) 会費の納入があったときは、本部は、ただちに収納手続を了し、領収証を発行するものとする。

付 則

本規程は、協議員会の承認を得ると同時に、発効する。発効日前中央大学學員会規約または同会則によりなされた手続は有効とする。

昭和二十八年七月十八日 制 定

昭和三十五年五月三十日 一部改正

昭和四十一年五月二十六日 一部改正

中央大学評議員候補者選出規程

第一条 会則第十三条による評議員候補者選出に関する規程は、左の通りこれを定める。

第二条 協議員会は、評議員候補者選出のため、協議員中より推薦委員若干名を選出する。ただし会長、副会長は当然推薦委員となる。

第三条 前条の推薦委員をもって、推薦委員会を組織する。

2 推薦委員会は、会長これを主宰する。

3 推薦委員会は、各支部より推薦された者、その他適當と認める者の中より、評議員候補者を選出する。

(昭和二十九年五月三十一日 制 定)

中央大学学員会支部設置規程

第一条 (支部の数) 本会は各都道府県に一支部をおく。

2 前項の規程にかかわらず職域その他特殊事情に応じ支部をおくことができる。

第二条 (支部の目的) 支部は学員の親睦をはかり、本部の活動に協力し、母校の興隆に寄与するものとする。

第三条 (支部の新設) あらたに支部を設けんとするときは学員会会則第五条により支部規約、役員および支部員名簿等を添え、本部幹事会に申請し、その承認を受くるものとする。

第四条 (分会) 支部は適當と認める場合には内会をおくことができる。

第五条 (会費) 学員会会費の徴収については学員会会則第十五条および会費徴収規程の定めるところによる。

付 則

本規程は昭和三十年五月二十一日より施行する。

(昭和三十三年五月二十一日 一部改正)

中央大学学員会本部事務局規程

第一条 中央大学学員会本部事務局に左の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 一名
- 3 主任 一名
- 4 事務員 若干名

第二条 局長は会長が常任幹事会にはかり、これを任免する。

2 その他の職員は、会長これを任免する。

第三条 局長は、会長の命をうけ、事務局一切の事務を処理する。

2 次長、主任、事務員は、その担当事務について局長を補助する。

第四条 会長は、常任幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は、昭和三十一年九月八日より施行する。

昭和三十七年五月二十八日 一部改正
 昭和四十一年五月二十六日 一部改正

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

昭和二十六・三・八 施行
昭和二十七・七・二十一 施行
昭和二十九・三・一 施行
昭和三十七・四・一 施行
昭和三十七・十・八 施行
昭和三十八・四・一 施行
昭和三十九・六・二十六 施行

第一章 総 則

第一条（名称）この法人は、学校法人中央大学と称する。

第二条（事務所の所在地）この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地におく。

第三条（目的）この法人は、教育と研究とを行わしめるため、左に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学 大学院 法学部一部、法学部二部、経済学部一部、経済学部二部、
理工学部一部、理工学部二部、文学部一部、文学部二部、商学部一部、商学部二部、

二 中央大学高等学校（定時制課程）

三 中央大学杉並高等学校（全日制課程）

四 中央大学杉並中学校

五 日本比較法研究所

六 中央大学経理研究所

七 中央大学附属高等学校（全日制課程）

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

第四条 (総長) この法人に総長をおく。

2 総長は、教学に関する事項を主宰し、この法人の設置する学校その他学術研究施設を総括統理する。

3 総長の任期は三年とする。但し任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

4 削除

5 削除

第五条 (総長の選任) 総長は、左に掲げる者で組織する委員会の銓衡した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者 各三名

三 理事会で互選した者 五名

四 評議員会で互選した者 若干名

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者 二名

2 前項第四号による委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同等とする。

第六条 (総長の銓衡委員会) 前条の銓衡委員会は、理事長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員三分の二以上の多数で決定する。

第七条 (総長の職務代行) 総長に事故があるとき又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

第八条 (教学審議会) 総長の諮問機関として、教学審議会をおく。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

第九条 (教学審議会への諮問) 総長は、学校その他学術研究施設に関する規則の制定、改廃並びに重要な学術研究施設の設置、改廃については、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

第十条 (役員) この法人に理事及び監事をおく。

2 理事及び監事の定員は、左の通りとする。但し職務上の理事は定員外とする。

一 理事八名以上 十三名以内

二 監事二名以上 三名以内

第十一条 (理事の選任) 理事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者についてこれを選任する。

第十二条 (職務上の理事) 総長及び学長は、前条の規定にかかわらず、その在職中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

第十三条 (理事長) 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が互選によって、その職務を代行する者を

定める。

第十四条 (事業理事及び常任理事の選任) 理事の互選によって、事業理事一名及び常任理事若干名を定める。

第十五条 (監事の選任) 監事は、評議員会の議決によって評議員その他の者についてこれを選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一名をおくことができる。

第十六条 (任期) 役員(職務上の理事を除く)の任期は三年とする。但し補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員が残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 已むを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く)を解任することができる。

第十七条 (理事長及び理事の職務権限) 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責に任ずる。 *業務を執行する*

第十八条 (総長たる理事の代表権) 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

第十九条 (事業理事の職務権限) 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

第二十条 (常任理事の職務権限) 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

第二十一条 (監事の職務権限) 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第二十二條 (顧問) この法人に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

第二十三條

(理事会) 理事会は、理事長が招集する。但し理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならぬ。

2 理事会の議長には、理事長がこれに当る。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長及び高等学校校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

第二十四條 (理事会の議事) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録には、理事長が署名し、事務局長がこれを保管する。

第二十五條 (理事会の権限) 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。但し常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

第二十六條

(評議員会) 評議員会は、選任評議員と職務上評議員とで組織する。

第二十七条 (選任評議員の数及び被選資格) 選任評議員は、その定数を二百名以内とし、この法人の學員中、年令

二十五年以上の者から、これを選任する。

2 左に掲げる者をこの法人の學員とする。

一 この法人の設置する学校を卒業した者

二 この法人の職員

三 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして、理事会又は評議員二十名以上の推薦により、評議員会において學員として議決した者

第二十八条 (評議員の選任) 前条第一項に規定する評議員は、左に掲げる者で組織する銓衡委員会の銓衡した候補

者について、評議員会が選任する。但し退任する評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者 三名

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授 各一名

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者 二名

四 評議員会議長

五 前各号に規定するもの及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者 若干名

2 前項第五号による委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 銓衡委員会は、評議員会議長がこれを招集する。

第二十九条 (職務上評議員) この法人の役員、顧問、学部長、大学院長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研

究所長、高等学校長及び事務局長は、その在職中評議員となるものとす。

第三十条 (評議員の任期) 選任評議員の任期は四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、その都度、評議員会においてこれを定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

第三十一条 (議長及び副議長) 評議員会に議長及び副議長各一名をおく。

2 議長及び副議長は、評議員会においてこれを選任する。

3 議長及び副議長の任期は各二年とする。但し補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第三十二条 (会議) 評議員会は、理事長がこれを招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合の外、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者と看做す。

6 会議に関する記録には、議長及び議長の指名した評議員二名が署名し、事務局長がこれを保管する。

第三十三条 (議決事項) 左に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産

の処分に関する事項

二 基本基定の変更

三 学部及び大学院の設置又は廃止

四 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

五 収益を目的とする事業に関する重要な事項

六 学員の推薦

七 合併

八 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散

九 残余財産の処分に関する事項

第三十四条 (委員会) 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

第三十五条 (資産) この法人の資産は、左の通りとする。

一 現有財産

二 資産から生ずる果实

三 授業料、入学金及び試験料

四 寄附金及び寄附財産

五 収益事業から生ずる収入

六 その他の収入及び取得財産

第三十六条 (資産の区分) この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産の三種とし、財産目録に記載してこれを明確にしなければならない。

2 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産にこれを編入する。

第三十七条 (財産処分制限) 基本財産は、評議員会において出席評議員三分の二以上の同意を得た場合の外これを処分し、又は他の財産に区分替することができない。

第三十八条 (予算) この法人の予算は、学校及び研究所の経営に関する会計並びに収益事業に関する会計に分ち、毎会計年度開始前に評議員会の議決を経なければならない。

第三十九条 (決算) この法人の決算は、毎会計年度の終了後二月以内に、監事の意見を附して、評議員会の承認をもとめなければならない。

第四十条 (財産目録等の備付) この法人の財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、監事の意見書と共に、常に、事務所にこれを備えておかなければならない。

第四十一条 (会計年度) この法人の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第七章 収益事業

第四十二条 (種類) この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業とする。

第四十三条 (利益金の処分) 毎会計年度において、事業会計の収支決算上生じた利益金のうち一割の金額は、これを事業会計の積立金とし、他の金額は、これを運用財産に繰り入れる。

第四十四条 (積立金の処分) 前条の積立金は、その年度内における収入をもって補填できる場合は、これを流用し、又は決算上損失を生じた場合は、これをその損失の補填に充てることができる。

第八章 基本規定の変更

第四十五条 (決議の方法) この基本規定の変更は、評議員会において出席評議員三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第九章 合併及び解散

第四十六条 (決議の方法) この法人の合併及び解散の決議については、前条の規定を準用する。

第四十七条 (残余財産の帰属) この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、これを選定する。

第十章 公告

第四十八条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、これを行う。

附則

第四十九条 左に掲げる者は、第二十七条第二項の規定にかかわらず、この法人の学員とする。

- 一 財団法人中央大学の設置していた学校及びその前身たる学校の卒業生
- 二 財団法人中央大学から、学員として推薦された者

第五十条 この基本規定は、所轄庁の認可を受けた日からこれを施行する。

附則

第五十一条 この基本規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

第五十二条 この基本規定は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第五十三条 この基本規定施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期

中、それぞれこの基本規定により選任された者と看做す。

附 則

第五十四条 この基本規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

第五十五条 この基本規定は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

中央大学学長に関する規則

昭和三十・七・十八施行

第一条 (目的) この規則は、中央大学学長の職務、任期及び選任に関する事項を定めることをもって目的とする。

第二条 (学長の職務) 学長は学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める総長の統理のもとに、中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する。

第三条 (学長の任期) 学長の任期は三年とする。ただし任期満了の後においても後任の学長が就任するまでは、その職務を行う。

2 学長が任期中に欠けたときは、後任学長の選任されるまで、理事会がその事務取扱者を選任する。

第四条 (学長と総長の兼任) 学長は総長がこれを兼ねることができる。ただし第五条以下に定める選任方法によらなければならない。

第五条 (選任方法) 学長は各学部の教授会で互選した者各二十五名及び主事補以上の職員で互選した者二十五

名の選挙によって選ばれた者について、理事会が評議員会の議を経て選任する。

第六条 (選挙管理委員会) 学長選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

2 学長の任期満了の二月前にいたったとき又は学長が欠けたときは、遅滞なく選挙管理委員会を設けなければならぬ。

3 選挙管理委員会の委員は、各学部教授会で互選した者各一名及び事務局長をもって当てる。

4 選挙管理委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は委員会を主宰する。

6 選挙管理委員会の事務を処理するため幹事及び書記若干名をおく。幹事は総務部長をもってこれに当て、書記は職員の中から委員長の意見を聴いて理事長がこれを任命する。

第七条 (選挙の公示) 選挙管理委員会は、理事会の定めた日までの間において選挙期日を定め、その日時及び場所を二週間前に公示し、且つ選挙人に通知しなければならない。

第八条 (選挙の施行方法) 選挙は選挙人の三分の二以上の出席がなければこれを行うことができない。

2 選挙は、単記無記名投票によって行う。

3 投票及び開票は、選挙管理委員会において立会人の立会のもとにこれを行う。

4 前項の立会人は、各学部教授会で互選した者各一名及び主事以上の職員で互選した者一名とする。

第九条 (当選人の決定) 選挙において有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。

2 第一回の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者二名について決選投票を行う。

第十条 (当選人の報告と選挙管理委員会の解散) 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに理事長に

これを報告するものとする。

2 選挙管理委員会は、学長の選任によって解散する。

第十一条 (選挙実施に関する細則) 選挙実施に関する事項は、選挙管理委員会がこれを定める。

附 則

第十二条 この規則は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第十三条 この規則施行の際、現に在任する学長の任期は、現に在任する総長の任期による。ただし、その総長が欠けたときは、学長の任期も満了するものとする。

教 学 審 議 会 規 則

昭和二十九・三・一施行
昭和三十七・十・八施行

第一条 中央大学基本規定第八条による教学審議会に関する規則は、左の如くこれを定める。

第二条 教学審議会は、左に掲げる者で組織する。

一 総 長

二 学 長

三 学部長

四 各学部教授三名

五 大学院長

六 図書館長

七 学生部長

八 通信教育部長

九 研究所長

十 高等学校長

十一 常任理事

十二 事務局長

2 前項第四号の会員は、各学部教授会において銓衡した者について、総長がこれを任命する。

3 前項の会員の任期は二年とし、重任しないことを原則とする。

第三条 教学審議会は、少くとも毎学期一回定例会を開き、必要に応じて臨時会を開く。

2 会議は、総長がこれを招集する。

3 会議の議長には、総長がこれに当る。但し総長に事故があるときは、出席会員の互選でこれを定める。

第四条 教学審議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 学校その他学術研究施設に関する規則の制定又は改廃

二 重要な学術研究施設の設置又は改廃に関する事項

三 学生、生徒の採用方針に関する事項

四 学生、生徒に対する奨学方針に関する事項

五 その他総長が諮問した事項

第五条 教学審議会は、審議上必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことがきでる。

第六條 教学審議会の記録は事務局長がこれを主管する。

第七條 この規則は、中央大学基本規定施行の日からこれを施行する。

附 則

第八條 この規則は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第九條 この規則施行の際、現に在任する旧規則第二条第一項第五号の会員は、その任期中、この規則第二条第一項第四号の会員と看做す。

中大法曹会顧問役員名簿 (四七年度)

一、顧問

坂井改造	大山菊治	谷村唯一郎	竜前茂三郎	柏原語六
山本政喜	三根谷実蔵	兼平慶之助	花井忠	檜橋渡
今井忠男	円山田作	山本清二郎	石井一郎	石田寅雄
荻山虎雄	田中万一	金子文六	藤井暹	

一、幹事長

山本清二郎

副幹事長

滝沢国雄

副幹事長

竹村照雄

一、幹事

東京弁護士会(四〇名)

第一東京弁護士会(一八名)

第二東京弁護士会(一八名)

野宮利雄	鈴木誠	川坂二郎	飯畑正男	吉本英雄	信部高雄	梶原止	井出甲子太郎	馬越旺輔	原山庫佳	高木茂	小池金市	太田常雄	石井芳光	秋知和憲	赤坂正男
松井宣	田宮甫	木戸口久治	大西保	依田敬一郎	橋本三郎	倉田雅充	入江正男	松島政義	日野久三郎	滝沢国雄	佐伯弘	川島仟之助	内野経一郎	浅見昭一	阿部三郎
雪下伸松	竹上英夫	斎藤兼也	荻野陽三	若林秀雄	原秀男	斉藤岩次郎	大塚喜一郎	森田洲右	藤井光春	戸当宗孝	清水繁一	梶原和夫	遠藤利一郎	石井嘉夫	秋山邦夫
	長岡邦	坂本建之助	小野田六二		宮田光秀	斉藤素雄	大月和男	山本忠義	舟橋肇	堂野達也	篠原千広	亀井忠夫	栄沢忠幸	岩田満夫	安藤章
	中津靖夫	鈴木近治	小野道久		向江璋悦	設楽敏男	小木貞一	米田為次	本間崇	縄稚登	鈴木秀雄	後藤英三	遠藤和夫	市橋千鶴子	秋山昭八

裁判所(一二名)

井上謙次郎 小川泉 小野幹雄 大前邦道 岡垣学

酒井雄介 篠清 高木典雄 長西英三 村上幸太郎

柳原嘉藤 竜前三郎

検察庁(一二名)

新井弘二 岩下肇 大西郁夫 河井信太郎 木村喜和

佐久間幾雄 鈴木利雄 田村秀策 竹村照雄 水原敏博

矢実武男 山本清二郎

一、会計監事

中井宗夫(東京弁護士会)

小田切秀(第一東京弁護士会)

近藤三代次(第二東京弁護士会)

一、大学問題特別委員会委員

赤坂正男 安藤章 岩田満夫 市橋千鶴子 栄沢忠幸

遠藤利一郎 太田常雄 荻山虎雄 小池金市 後藤英三

紺野稔 鈴木秀雄 高木茂 滝沢国雄 玉田郁生

縄稚登 藤井光春 本間崇 馬越旺輔 松島政義

入江正男 小木貞一 倉田雅充 小屋敏一 小坂志磨夫

斉藤素雄 設楽敏男 橋本三郎 山田賢次郎 石井一郎

一、中大創立記念事業募集特別委員會委員

今井忠男	大西保	荻野陽三	木戸口久治	坂本建之助
鈴木近治	田宮甫	中津靖夫	松井宣	大前邦道
岡垣学	小川泉	高木典雄	長西英三	柳原嘉藤
竜前三郎	新井弘二	岩下肇	大熊昇	竹村照雄
水原敏博	矢実武男			

一、会報編集委員

石田寅雄	太田常雄	阿部三郎	入江正男	吉本英雄
松井宣	野宮利雄	高木典雄	西村四郎	水原敏博
柳沢義信	木戸口久治	日下文雄	大西保	岡田錫淵

一、事務局

山本忠義	繩稚登	若林秀雄	竹上英夫	竜前三郎
岩下肇				
依田敬一郎	本間崇	斉藤兼也	豊吉彬	新井弘二

中央大学学員会役員名簿 (法曹会関係)

会長 長谷村唯一郎

副会長 石田寅雄

幹事 阿部三郎

小本貞一

磯部常治

福山忠義

會計監事 兼 平慶之助

協議員

(東京弁護士会)

赤坂正男

奥原喜三郎

日下文雄

佐々木正泰

武山秀夫

戸田宗孝

西村真人

塚本重頼

石田寅雄

齐藤素雄

今井忠男

竹村照雄

秋山邦夫

柏原語六

小池金市

関口保二

滝沢国雄

中井宗夫

萩原四郎

市橋千鶴子

橋本三郎

鈴木秀雄

石井嘉夫

金沢清

児島平

田中万一

千葉宗八

中島忠三郎

原山庫佳

堂野達也

向江璋悦

小川泉

江藤彦武

川島仟之助

児島義史

田中義之助

忠佐市

成智寿郎

日野久三郎

大塚喜一郎

石井一郎

八島三郎

栄沢忠幸

菊池利光

後藤英三

竹内三郎

寺坂銀之輔

繩稚登

福田耕太郎

(第一東京弁護士会)

藤井光春
本間崇
馬越旺輔
松島政義
松永芳市

水上喜景
村松源八
安原正之
山田重雄
山本忠義

吉岡大輔
米田為次
岩田滿夫
高木茂
本村回洲右

(第二東京弁護士会)

浅見敏夫
入江正男
小田切秀
大野忠男
大月和男

岡田錫淵
落合長治
倉田雅充
小坂志磨夫
小林賢治

齊藤岩次郎
信部高雄
設楽敏男
伊達利知
田口邦雄

田中政義
鳥谷部武
羽田忠義
萩原菊次
原玉重

原秀男
深沢勝
藤井暹
宮田光秀
宮田耕作

矢代操
山下東太郎
吉本英雄
依田敬一郎

(裁判所)

飯畑正男
鶴沢勝義
内山弘
内田武文
江沢義雄

荻野陽三
木戸口久治
近藤三代治
齊藤兼也
坂本建之助

鈴木近治
鈴木清二
田中宗雄
野宮利雄
原田勇

松井宣
水本民雄
森虎男
安田進

井上謙次郎
大前邦道
岡垣学
酒井雄介
下関忠義

高木典雄
寺尾正二
浜秀和
村上幸太郎

(檢察庁)

泉川賢治	岩下肇	岩田農夫男	居林与三次	栗本六郎
鈴木利雄	田村秀策	外村隆	保倉忠	水原敏博
矢実武男				

中央大学役員名簿 (法曹関係)

一、理事長 堂野達也

六、監事 宮田光秀

一、評議員

(東京弁護士会)

赤坂正男	石田寅雄	荻山虎雄	太田常雄	川島仟之助
小池金市	後藤英三	清水繁一	塚本重頼	堂野達也
田中万一	松島政義	山本政喜	山本忠義	日下文雄
竜前茂三郎				

(第一東京弁護士会)

井出甲子太郎	大山菊治	大塚喜一郎	岡田錫淵	小木貞一
齋藤素雄	田中政義	橋本三郎	藤井暹	宮田光秀

向江 璋悦

(第二東京弁護士会)

磯部 常治

石井 一郎

今井 忠男

松井

宣

木戸口 久治

鈴木 近治

(裁判所)

小川 泉

西山 要

八島 三郎

岡垣

学

寺尾 正二

(検察庁)

河井 信太郎

竹村 照雄

山本 清二郎

岩下

肇

外村 隆

弔 辞

本日ここに中央大学法曹会顧問

故岡弁良先生

の告別式が挙行されるにあたり謹んで御霊前の弔辞を捧げます。

昭和四十七年八月二十八日先生はにわかにな去されました。

つい先日まで先生のお元気なお姿に接しておりました私どもにとって御訃報はまことに意外であり痛惜哀悼の極みであります。

先生は昭和二十六年中央大学法曹会創立にあたりその中心となって御尽力くださいましたそして昭和三十三年まで初代幹事長として、その後は顧問として会の基礎作りと発展に言い尽せない寄与をなされたのであります。

中央大学法曹会は、今や千八百名の会員を擁するまでになりました。在朝在野において法曹として活躍するとともに、多数の評議員あるいは理事長、理事、監事を、また学員会協議員を送り出すなどして母校の興隆にも多大の貢献をいたしております。私どもは先生の法曹としての偉大な足跡を偲びその遺業をさらに発展させることをお誓い申しあげ次第であります。

ここにありし日の先生を偲び心から哀悼の意を表しますとともに先生の御冥福をお祈して弔辞といたします。

昭和四十七年九月五日

中央大学法曹会幹事長
最高検察庁次長検事

山 本 清 二 郎

あとがき

本号は、会員へのサービス号として、大学に関する委員会報告や、各種会則などをとりまとめました。ご参考になれば幸いです。

昨年は中大法曹会としては大塚旋風にみまわれた。大塚先生の中大理事長就任に伴う中大法曹幹事長の更替、次いで、大塚先生の最高裁判官就任に伴う中大理事長の更替劇があった。中大法曹内部は申すに及ばず各界からも賛否様々なご意見があったようであるが、この段階では、好漢大塚先生のご健康と、裁判所のもつ人権保障機能を充分にいかすご活躍を祈って止まない。

尚本号で、新幹事長や、大学の新任事長のご挨拶を頂いた。双方とも任期の点では暫定的というか、後任者として残存期間のポストであるが、ご健斗を祈りたい。

編集にあたり、弁護士会の役員選挙などで、時間をとられたことと、予算との関係でご満足のいくような編集

のできなかったことをお詫びすると共に、事務当局の依田事務長が大いに世話してくれたことを感謝したい。

(山本忠義 記)

中大法曹 第2号

昭和四八年五月六日 印刷
昭和四八年五月八日 発行

(非売品)

発行人 山本忠義

発行所 中央大学法曹会

中央区銀座六一八一七
交詢ビル508号室 依田法律事務所

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四